

令和5年6月2日（金）
島根県 農林水産部 産地支援課
担当者 藤原 証太
TEL 0852-22-5283
Email: sanchishien@pref.shimane.lg.jp

「省エネルギー化・有機質肥料活用のための資機材整備緊急対策事業」 の申請受付を開始します

原油価格・物価高騰による影響を受けつつも経営を継続している農業者が、生産を回復し、今後も経営を継続できるような環境を整えるために、必要な施設（パイプハウス）の省エネルギー化、肥料コスト低減に資する以下の機械・設備等の導入を支援します。

1. 申込期間

令和5年6月2日（金） から 令和5年7月6日（木） 17時

2. 事業内容

（1）事業対象

①省エネルギー化推進事業

省エネハウス資材、ヒートポンプ、保温性向上ビニール資材、自動谷換気装置、
自動サイド換気装置、二重被覆資材、LED照明資材

②肥料コスト低減推進事業

マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、バケットローダー

（2）事業実施主体

農業者、又は、農業者の組織する団体

農業者とは、経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が50万円/年以上の農業を行う者。

（3）補助率 総事業費の1/2。（補助金額は導入する機械・設備ごとに定めた上限金額以内）

ただし、1件当たりの総事業費の下限は30万円とする。

（4）補助要件 ①機械・設備等の導入は単純更新ではないこと。

②「肥料コスト低減推進事業」の機械が導入できるのはコントラクター等とする。

3. 問い合わせ・申し込み先

隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター農業振興部、
又は、お近くの市役所、町村役場、JA地区本部

申請書類、事業計画書等提出書類については下記HPに掲載しています

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/nougyo_shien/hojyojigyou/sinngatakoro_nairusukanssensyokannrenntaisaku/syoueneyuuki.html